

## 鳥取県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡北栄町 東園331-1	アロハデイサービスセンターあずま園	東伯郡湯梨浜町 大字水下166-1	通所介護	平成22年8月9日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町 452	社会福祉法人みのり福祉会湯梨浜みのりデイサービスセンター	東伯郡湯梨浜町 大字門田196-2	〃	平成22年9月1日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡北栄町 東園331-1	アロハデイサービスセンターあずま園	東伯郡湯梨浜町 大字水下166-1	介護予防通所介護	平成22年8月9日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町 452	社会福祉法人みのり福祉会湯梨浜みのりデイサービスセンター	東伯郡湯梨浜町 大字門田196-2	〃	平成22年9月1日